

稲沢市低入札価格調査取扱試行要領の一部を改正する要領

No.1

契約検査課

現 行	改 正 後
<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 建設工事における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に<u>5分の4</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>5分の4</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>3分の2</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>3分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)直接工事費の額 <u>10分の8</u>                      (2)共通仮設費の額 <u>10分の7</u>                      (3)現場管理費の額 <u>10分の7</u>                      (4)一般管理費等の額 <u>10分の3</u></p> <p>2 工事関係委託における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった別表の業種区分ごとに応じ、①欄から④欄までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に<u>5分の4</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>5分の4</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>3分の2</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>3分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 特別な工事等については、前2項の規定にかかわらず、予定価格に<u>5分の4</u>を乗じて得た額から<u>3分の2</u>を乗じて得た額までの範囲内において調査基準価格を定めることができる。</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 建設工事における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)直接工事費の額 <u>10分の9.7</u>                      (2)共通仮設費の額 <u>10分の9</u>                      (3)現場管理費の額 <u>10分の9</u>                      (4)一般管理費等の額 <u>10分の6.8</u></p> <p>2 工事関係委託における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった別表の業種区分ごとに応じ、①欄から④欄までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 特別な工事については、前項の規定にかかわらず、予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額から<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額までの範囲内において調査基準価格を定めることができる。</p>

4 略

4 略

別表（第4条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	技術料等経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務（技術経費を用いる場合）	直接業務費の額	技術経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	
土木関係の建設コンサルタント業務（技術経費を用いない場合）	直接原価の額	その他原価の額に <u>10分の8</u> を乗じて得た額	一般管理費等の <u>10分の3</u> を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）のうち直接調査費の額	地質調査業務費（一般）のうち間接調査費の額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）のうち諸経費の額に <u>10分の3</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に <u>10分の8</u> を乗じて得た額	一般管理費等の <u>10分の3</u> を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、各業務区分ごとの①欄から④欄までの合計額を調査基準価格とする。

別表（第4条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の6</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	一般管理費等の <u>10分の7</u> を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）のうち直接調査費の額	地質調査業務費（一般）のうち間接調査費の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に <u>10分の8</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）のうち諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に <u>10分の9</u> を乗じて得た額	一般管理費等の <u>10分の7</u> を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、各業務区分ごとの①欄から④欄までの合計額を調査基準価格とする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。